

# こんなところにチョサクケン？ —事件に見る著作権法—

平成11年11月24日～12月24日

「チョサクケン法」ってご存知ですか？絵を描いたり、文を書いたり、映画を撮ったりという「創作活動」を守るための法律です。人は時間と労苦をかけて思想や感情をその作品に注ぎ込みます。その著作を他の人に勝手に使われたらいやですよね。著作権を侵害するという事は物を盗むのと同じことなんです。ただ物と違って目には見えないので気がつきにくいのですが…

私たちのごく身近にも著作権にまつわる問題はたくさんあります。今あなたが利用されている図書館でも、著作権との関わりは避けてとおれないものなんです。

今回の展示では、著作権にまつわるいくつかの事件に関する資料や図書館との関わりについてのトピックをご紹介します。

## 展示資料一覧

<>内は当館請求記号

### ①著作物って何？どんなものが保護される？

**Q.1** 小説や絵画、映画、写真などは明らかに著作物だとわかりますが、他にどんなものが「著作物」として保護されるのですか？

**A.1** 著作権法で保護される「著作物」は、1.「思想または感情の表現であること」2.「表現に創作性があること」3.「外部に表現されていること」4.「文芸、学術、美術または音楽の範囲に属するものであること」の4つの要件を満たしている必要があります。ただ、実際には保護の対象になる「著作物」かどうか判断の難しいものも多くあります。

<こういうものは著作物?>

1. 著作権侵害が争われた広告判例とその解説 深谷翼

宣伝会議 No.548 1996年7月号

<Z4-128>

整骨院およびスナックの看板に、書家による書の文字が複製されているとして訴訟がおこったが、字体は同一人物が書いたものであっても異なったものとなりうるし、類似するものに権利を認めるとその範囲は非常に広範なものになるとされ、書の字体そのものの著作物性は否定された事件の紹介。\*書の商品には著作物性が認められている。

2. さあ、総選挙だ! 「反角か容角か」 130 全選挙区当落ズバリ予想

週刊サンケイ 1983年新年合併号

<Z24-17>

政治評論家宮川隆義氏の作成による、符号を付した当落予想表が、作成者の名前を付さずに掲載されたり、符号を一部改変して掲載されたりしたことが問題となった。訴えられたサンケイ出版は、当落予想表は同社が作成した立候補予定者名簿に符号を付しただけのものなので著作物とはいえないと主張したが、「著作物」であるためには独創性があるとか他に類例がないとかが要求されているのではなく、何らかの形で著作者の個性が現れていれば足る、とされ、著作物であることが認められた。

3. お菓子にも「著作権」を “独創的フランス菓子” に知的財産権を主張して勝った女性 ※アトリエ・プチ・ガトーの加藤久美子さん

FOCUS 新潮社〔編〕 1994年2月16日号

<Z24-541>

このケースでは、「著作物」としてではなく、「営業秘密」として権利が認められることとなった。「著作物」となるかどうかは、意見が分かれる。

**Q2.** 漫画とキャラクターというのは著作権法上保護されるものなんですか?

**A2.** 漫画の一コマ一コマの具体的な姿態が保護の対象となっています。キャラクターそのものは保護されていません。またキャラクターの名称や漫画のタイトルには保護が及びません。

<キャラクターと著作権>

4. 商品化権 実務ルールブック 著作権等知的財産権の法的基礎とビジネス最前線

知的所有権実務編集会議編 東京 1994.6

<AZ-463-E208>

二つのゲームの類似性が争われたが、販売差止め請求は却下された。アクションゲームの場合は

ある程度の類似性が認められないと商品化が難しいとゲームソフト会社は考えている。

5. 実務に役立つ知的財産関係法の解説 侵害訴訟を中心として  
松村信夫、三山峻司共著 東京 新日本法規出版 1996.1 <AZ-463-G16>

キャラクターに関しては様々な事件が発生している。ここでは過去の主な判例を挙げている。

6. キャラクター・マーチャンダイジング  
土井輝生著 東京 同文館出版 1989.12 <A411-E53>

サザエさんの画をバスの車体の両側に描いていた会社に対し、著作権の侵害を認めた事件の紹介。

**Q3.** キャラクターそのものは保護されていないならば、無許可でキャラクターをシンボルマークとして看板や広告に用いたり、立体的な人形を作っても大丈夫ですか？

**A3.** キャラクターそのものが保護されていなくても、実質的に似ている絵柄を使用した場合は著作権侵害となってしまいます。また、著作権者は、他人が無断で自分の著作物を利用して別の著作物をつくらせないようにする権利もっていますが(翻案権)、立体人形に関してはこの権利が侵害されているとみることが出来るので、著作権侵害となります。

7. 知的所有権法基本判例<著作権> 3訂版  
土井輝生著 東京 同文館出版 1999.5 <AZ-615-G58>

許諾を得ずにキン肉マンの消しゴムを製造・販売していた会社に差止め請求及び損害賠償請求され、請求が容認された事件の紹介。

8. 商品化権 キャラクター盗用に勝つ法  
牛木理一著 東京 六法出版社 1980.5 <AZ-463-126>

ポパイの漫画の中の具体的な絵柄が許諾を得ずに人形やブローチが制作されることは著作権侵害にあたりと判断された判例についての説明がされている。

\*現在は著作権の保護期間が切れています。

②使っても大丈夫？ 人の作品の利用

- Q4.** 作者のもっている権利はいろいろあるようですが、その中でもよく聞くのは「複製権」という権利です。これは一体どのような権利なのでしょう？
- A4.** 自分の著作物を、無断で人に複製させない権利です。著作権者の持つ権利の中でも、もっとも基本的な権利といえるでしょう。

<漫画の絵の中にも… 複製権のからんだ事件あれこれ>

9. コミックの巨大市場 マンガと著作権めぐる複雑な問題 鶴見 済  
創 創出版 1993年9月号 <Z23-208>  
漫画の中に写真や絵画が模写されるなど、漫画と関係して起こっている著作権法の問題についてふれられている。
10. 信長に城とられた 人気劇画にそっくり絵 原作者に小学館謝罪  
毎日新聞 毎日新聞社東京本社〔編〕 1990年4月12日 <YB-6>  
池上遼一氏作「信長」中の城の絵と「週刊朝日百科 日本の歴史 21」の中の絵がそっくりだということが問題になった。
11. 信長 池上遼一  
ビッグコミック・スペリオール 小学館〔編〕 1990年1月1日号 <Z31-760>
12. 日本の歴史 21 城—山城から平城へ  
朝日新聞社 東京 1986.8.(週刊朝日百科 549号) <GB71-E23>
13. ベストセラー劇画『沈黙の艦隊』に著作権の波高し  
朝日新聞 朝日新聞東京本社〔編〕 1991年11月7日 夕刊 <YB-2>  
雑誌「Sea power」に掲載された船の写真と同じ様なカットが「沈黙の艦隊」に使用されているということが問題になった。
14. The California —原子力巡洋艦カリフォルニア— 柴田三雄 撮影

Sea power シーパワー〔編〕 東京 1989年4月号

<Z2-763>

15. 沈黙の艦隊 3

かわぐちかいじ著 東京 講談社 1990.11

<Y84-E2058>

**Q.5** 他人の撮影した写真を使用して、パロディー作品を作りたいが、著作権法上問題はありますか？

**A.5** パロディー作品を作ろうと思えば、元の作品に手を加える必要があります。著者は、無断で自分の著作物に変更を加えさせない権利をもっていますが(同一性保持権)、その権利が問題になってきます。また写真2枚を重ねるような場合は、それぞれの写真の複製権の問題があります。

<「芸術」か「盗用」か？モンタージュ写真事件>

写真家白川義員撮影による雪山の写真に、グラフィック・デザイナーマッド・アマノ氏がブリジストン株式会社の広告のスノータイヤの写真を組み合わせて発表したものが著作権法侵害を問われ、問題になった。この事件は最高裁にまで持ちこまれたが、引用の方法が同一性保持権の侵害に当たるような方法で行われたという判断がなされ、マッド・アマノ氏が白川氏に慰謝料を支払うことで和解した。

16. マッド・アマノの奇妙な世界

週刊現代 講談社〔編〕 1970年6月4日号

<Z24-19>

問題となったマッド・アマノ氏のモンタージュ写真。

17. モンタージュ写真はだれのもの 白川・アマノ裁判をめぐるって

朝日ジャーナル 朝日新聞社〔編〕 東京 朝日新聞社 1976年7月9日号 <Z23-7>

18. アマノ＝白川問題をどうとらえたか

美術手帖 1973年2月号 美術出版社〔編〕 東京 美術出版社

<Z11-44>

マッド・アマノの作品を一つの芸術として擁護する意見も含め、事件に関する様々な意見が見られる。

- Q6.** 自分の作品の中に他の人の作品を引用したいが、著作権法上問題がおこらないようにするためにはどうすればいいでしょう？
- A6.** 引用部分を明瞭に区別して認識できること、引用の目的上必要最小限の分量であること、内容的に引用される著作物が引用する側の著作物に対して従属する関係であることが必要とされています。

<「学術書」の「小説」への引用>

丹羽文雄氏が自身の小説に歴史書から無断で引用をしていたことが問題になった。丹羽氏は、学術書の引用は慣習化されていると述べたり、小説が終わった時に参考書を列記すればいいと考えていた、と弁明しているが、後に文芸家協会の役職を辞任したり、問題となった連載作品「蓮如」各号ごとに謝意表明の文章を入れるなどにより解決をみている。

19. 丹羽氏の“無断引用”で論争  
朝日新聞 朝日新聞東京本社〔編〕 1972年6月20日 夕刊 <YB-2>
20. 文芸作品と著作権 丹羽文雄  
朝日新聞 朝日新聞東京本社〔編〕 1972年6月26日 夕刊 <YB-2>
21. うやむやの著作権問題  
新評 評論新社 1972年9月号 <Z24-8>  
丹羽文雄氏の作品の中に含まれる引用の問題についてふれている。
22. 親鸞の再発見 丹羽文雄  
太陽 平凡社〔編〕 東京 平凡社 1972年7月号 <Z23-14>  
林田茂雄著「たくましき親鸞」と同様の表現が多く見られることが指摘され、問題になったもの。
23. たくましき親鸞 共産主義者による再発見  
林田茂雄著 東京 大法輪閣 1950.6 <188.72-Si498Ht>
24. 蓮如 丹羽文雄  
中央公論 中央公論社 1972年3月特大号 <Z23-9>  
重松明久著「覚如」と同様の表現が多く見られることが指摘され、問題になったもの。
25. 覚如

重松明久著 東京 吉川弘文館 1964.12

<188.72-Sy998Sk>

<漫画作品の引用>

26. 磯野家の謎「サザエさん」に隠された69の驚き

東京サザエさん学会著 東京 飛鳥新社 1993.6

<KC486-E356>

許諾が得られなかったため、同書にサザエさんのカットが一点も掲載できなかったという事情についてふれている。

③音楽と著作権

**Q.7** 音楽の著作権に関して、JASRAC(社団法人日本音楽著作権協会)という管理団体がありますが、これは具体的にどういう業務を行っている機関なのでしょうか。

**A.7** JASRACは昭和14年に設立されました(当時の名称は社団法人大日本音楽著作権協会)。作詞家、作曲家や音楽出版社から著作権の信託を受け、音楽の利用に際して許諾を行ったり、著作物利用料を徴収したりする業務を行います。また世界各国の関連団体と契約を結び、外国楽曲の管理も行っています。この団体の設立の背景には、ウィルヘルム・プラーゲ氏の巻き起こした一連の事件の存在があります。

<プラーゲ旋風>

プラーゲ氏は、昭和6年(1931)、東京に事務所を設け、外国音楽著作権団体の代理人として、外国人音楽著作物を管理した。無断演奏・無断出版等を厳しく摘発、高額の使用料を請求し、これに応じないものには利用の差止め、損害賠償請求などを行った。当時、日本では、外国人の持つ著作権が十分保護されているとは言えない状態であり、プラーゲ氏の行為は適法であったが、要求した使用料が非常に高額であったこと、手段が非常に高圧的であったことなどから、反感をひきおこした。NHKと使用料の話し合いがつかず、昭和8年8月から約1年間、氏の管理する楽曲の放送が取りやめられるといった事態も生じた。さらに氏は昭和12年、「大日本音楽作家出版者協会」を組織し、わが国の著作権者に権利の委任をよびかけた。このような状況に危機感を覚えた関係者により、著作権管理団体設立の気運が起こったのである。

27. プラーゲ旋風

大家重夫編 東京 黎文社 1974

<AZ-615-18>

プラーゲ氏の肖像。

28. プラーゲ博士とはどんな男か —楽壇の怪物を検討す—  
話 文芸春秋社 昭和10年1月号 <雑52-36>  
プラーゲ氏の経歴から日本での活動まで、解説した記事。
29. ニッポン著作権物語 —プラーゲ博士の摘発録— 改訂版  
大家重夫著 相模原 青山社 1999.1 <AZ-615-G55>  
プラーゲ氏とNHK との話し合いが決裂し、NHK が著作権のある外国曲の放送を一切とりやめた事件について説明されている。
30. 大日本音楽著作権協会設立さる  
月刊楽譜 山野楽器店 昭和15年1月号 <雑35-104>  
社団法人大日本音楽著作権協会設立についての記事。

**Q.8** バーやスナックにカラオケ装置を設けて、お客さんに利用してもらう場合、著作権使用料を支払わなくては行けませんか？

**A.8** その必要があります。ビデオカラオケ装置による伴奏では、ビデオに収録されている音楽を再生することが問題となります。また、オーディオカラオケでも録音物による演奏の再生が問題となります。非営利、無料、無報酬の場合は問題とされないのですが、バー、スナックでのカラオケ装置の提供は非営利とは考えられていません。

<あなたの歌にも著作権—カラオケと著作権>

31. 著作権法 100 年 事件と人をつづる著作権界の歩み<第1回 音楽>音楽著作権管理の里程標 —JASRAC60 年の歴史から—  
コピーライト Vol.39 No.457 1999.4 <Z2-364>  
カラオケが登場してから起こった一連の事件に関する解説がある。
32. 『カラオケ』の著作権問題 —最高裁は“払え”というが—  
週刊新潮 1988年3月31日号 <Z24-21>  
お客さんがカラオケでの演奏で歌を歌うことは営利目的で歌っているわけではないが、お店側がお客さんの歌唱をも店の営業政策の一環として取り入れていると考えられるため、カラオケは営利目的の演奏に当たる、として損害賠償を請求されたことに関する記事。



### 33. 日本音楽著作権協会とスナック カラオケ歌うのにカネ払うのか訴訟

Aera 朝日新聞社〔編〕 1991年3月12日号 <Z24-918>

カラオケの装置を利用しているお店のみならず、カラオケをリースしている事業者にも、著作権侵害の共同責任があるとされ、両者に損害賠償を命じた「魅留久事件」に関する記事。

#### ④図書館と著作権法

**Q9.** 著作権者には複製権があり、他の人が作品を無断で複製してはいけないきまりになっているということですが、図書館で複製を行うことはなぜ著作権侵害にはならないのですか？

**A9.** 著作権者の権利は守らなくてはならないものですが、同時に著作物は広く利用されてはじめて価値を持つものとなります。そのため、著作権法の中には著作権者の権利が制限される場合についての規定もあります。その中の1つが図書館等における複製について定めた第31条なのです。ここで定められた範囲でならば、図書館で複製を行っても権利侵害にはならないのです。

#### <図書館におけるコピーと著作権>

### 34. 事典・知らないと危ないインターネットと著作権

荒竹純一著 東京 中央経済社 1997.11 <AZ-615-G33>

「公正な利用」について説明がある。

### 35. 図書館サービスと著作権

<AZ-615-E54>

日本図書館協会著作権問題委員会編 東京 日本図書館協会 1994.3

図書館においては31条によって複製権が制限されている旨の説明がある。

**Q10.** 図書館で資料をデジタル化し、ネットワークを通じて提供するのは著作権法上問題がありますか？

**A10.** デジタル化も複製に該当するので、図書館が自館で所蔵する資料の複製をつくる場合、原資料を残したまま複製物をつくらうとすれば、複製権が問題になります。また、ネットワークで提供することに対しても、公衆に無断で自分の著作物を送信されない権利(公衆送信権)が問題になるので、利用の許諾を得る必要があります。

<電子図書館と著作権>

36. 電子図書館サービスと著作権処理—国立国会図書館所蔵児童図書  
を例にして 阿蘇品治夫  
情報の科学と技術 情報科学技術協会〔編〕 東京 情報科学技術協会48巻8号  
1998.8 <Z21-144>

平成12年5月の国際子ども図書館の開館にむけて、国立国会図書館所蔵の児童図書をデジタル化し、インターネットで提供するための著作権処理が行われたことについて解説がある。

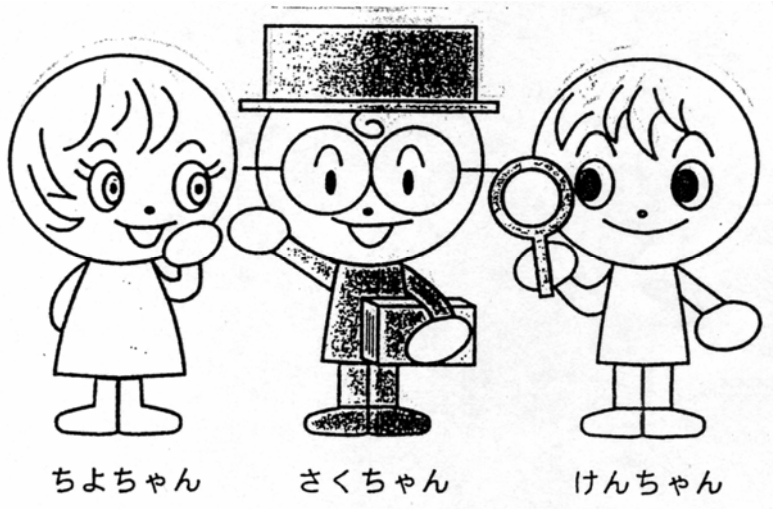
\*現在はまだ提供していません。

**Q11.**公共図書館でビデオの上映会をやっていることがありますが、著作権法上問題にはならないのでしょうか。

**A11.**営利を目的とせず、入場料を徴収せず、出演者などに報酬を支払わない、という条件で上映されていれば、著作権法上は問題がありません。図書館でのビデオ上映はこの条件を満たしているので、法的には問題がないわけです。けれども、映画館やレンタルビデオ店の営業との関係で、問題が生じました。

<図書館におけるビデオ上映問題>

37. 図書館におけるビデオ「上映問題」の経過と現状 井上学  
みんなの図書館 図書館問題研究会編 東京 図書館問題研究会 1997年4月号  
<Z21-882>
38. 日本図書館協会と日本映像ソフト協会 映画上映会に関して  
「了解事項」に調印  
図書館雑誌 日本図書館協会 1998.8 92巻8号 <Z21-130>
- 映画製作者側と図書館側の団体による「了解事項」が掲載されている。



※文化庁において著作権法100年記念事業の一つとして制定した漫画家やなせたかし氏製作による「著作権制度イメージキャラクター」

※表紙は、グラフィックデザイナー赤沼昭男氏製作による「著作権法100年ロゴマーク」

◎請求記号が YB ではじまる資料は、マイクロ資料でのご利用になりますので、展示期間中でもご利用になれます。

国立国会図書館 03-3581-2331(代)  
ホームページアドレス <http://www.ndl.go.jp>

■国立国会図書館■□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□■03(3581)2331■